

茨城県移動性・安全性向上委員会規約

（設置）

- 第1条 茨城県内の移動性及び交通安全性の向上を検討する茨城県移動性・安全性向上委員会（以下「委員会」という）は、国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所が設置する。

（目的）

- 第2条 委員会は、公正・中立な立場から、協働をモットーとして実施する各種の移動性向上方策及び交通安全対策に対して、道路利用者や国民の意識からずれがないか、「経営としての適切さ」を様々な立場で議論する場と位置づけ、茨城県内の道路行政運営に反映する。

（所掌事項）

- 第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、以下の事項について実施するものとする。
- （1） 移動性向上に関すること
 - （2） 安全性向上に関すること
 - （3） パブリックコメントなどを活用した県民意見の把握に関すること
 - （4） その他必要な事項

（構成）

- 第4条 委員会は、委員長及び委員（以下「委員等」という）をもって構成する。
- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
 - 3 委員は、別紙に掲げるものにより構成する。
 - 4 委員の追加・変更は、委員会の承認を要するものとする。

（第三者性）

- 第5条 委員等は、委員会の目的に照らし、公正・中立な立場から特定の行政機関及び特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

（委員の任期）

- 第6条 委員等の任期は、平成21年2月25日より2年とする。尚、任期はプロジェクトの進行状況により延期できるものとする。

(委員長)

第7条 委員会には、委員長を置くものとする。

- 2 委員長が職務を遂行出来ない場合は、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(委員会の運営)

第8条 委員会は、委員長の発議に基づいて開催する。

- 2 委員会は、委員会の運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員等は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(委員会の公開)

第10条 委員会は、原則公開するものとする。また、委員会の公開、及び公開に関する内容及び資料については、委員長の確認・了承を得るものとする。

(事務局)

第11条 事務局は、国土交通省関東地方整備局 常陸河川国道事務所に置く。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度審議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、本委員会の審議を経て行うことができるものとする。

付則 この規約は、平成21年2月25日から施行する。